

# 公的資金注入と銀行貸出

## —国際行と国内行の非対称性—

一橋大学大学院 長田 健

1990年代末から2000年代にかけて邦銀に注入された公的資金が銀行の貸出行動に与えた影響について実証分析をした結果、国際業務行と国内業務行で非対称な結果が得られた。

公的資金注入を受けた国際業務行は貸出を減少させ、より自己資本比率規制（B I S規制）に縛られた貸出行動をとるようになった。これは公的資金注入が政府によるガバナンスを強めた結果であると考えられる。一方、公的資金注入を受けた国内業務行の貸出行動はB I S規制の制約から解放された。これは公的資金注入による資本増強（自己資本比率の上昇）の結果であると考えられる。国内業務行に対する公的資金注入のみが「貸し渋り防止」として機能したと言える。

この非対称性は当時の銀行監督体制の実態と整合的な結果である。金融再生プログラムに代表される当時の銀行監督が、大手銀行には厳しく地方銀行には甘い「二重基準」を設けていたと言われている。自己資本比率に関して厳しい達成目標を課せられた国際業務行に対する公的資金注入は、規制の制約を強める結果になったと考えられる。一方、国内業務行に対する公的資金注入は規制の制約を緩和する方向に作用し、貸し渋り防止に効果があったと考えられる。同じ公的資金注入であっても、その後の銀行監督の姿勢が効果を非対称なものにしたのである。

尚、実証方法は1988年度から2006年度の普通銀行（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行）のマイクロ財務データを用いたパネル分析である。